

平成25年度 これまでの取組み

- 4月 路線バスダイヤの改善
- 5月 高月観音号の実証運行開始
- 10月 こはくちょうバスの実証運行開始
- 12月 バス利用促進の啓発

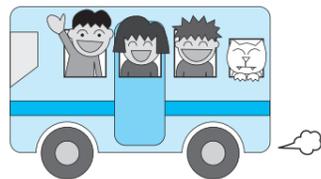
① 路線バスダイヤの改善で利用しやすく！

利便性向上のため、利用実態やJRダイヤに合わせてバスダイヤを見直しました。



③ ノンステップバスで安心・安全

誰もが乗りやすい低床バスへと車両を更新しています。



② 高校生は1か月1万円で湖国バス乗り放題！

バスでの通学を促進するため、限定切符を販売しています。

問 湖国バス長浜営業所 (☎62-3201)



④ 運転免許の返納でバス回数券・住基カードを無料交付！

手続き方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 バス回数券交付…都市計画課 住基カード交付…市民課 (☎65-6511)

市では、道路管理者や市民代表、運行事業者などで組織する「長浜市地域公共交通会議」の場で、持続可能で使いやすい生活交通(路線バス、乗合タクシー)について協議・検討しています。今年度の取組みと、耳より情報をお伝えします。

行政 information

シリーズ公共交通
より安全で快適な生活交通の
整備をめざして

問 都市計画課 (☎65-6562)

問合せ・提出先

道路河川課(東別館2階)

〒526-0031 八幡東町632番地

☎65-6532 ☎65-6760

✉ dourokasen@city.nagahama.lg.jp

市では、国道・県道を補完する市道の道路ネットワークを構築することを目的に、計画的かつ効率的に道路整備を実施するための基本方針となる「長浜市道づくり計画」の策定に取り組んでいます。

このたび計画(案)がまとまりましたので、市民や事業者の皆さんから広く意見を募集しています。

【募集期間】2月1日(土)～3月2日(日)

【閲覧場所】道路河川課、市政情報コーナー(本館1階・北部振興局、各支所)または市ホームページ

【提出方法】任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、左記まで

行政 information

長浜市道づくり計画(案)
への意見を募集しています

問 道路河川課 (☎65-6532)

行政 information

今村橋が終日片側交互通行となります

問 長浜土木事務所道路計画課 (☎65-6643)

県道佐野長浜線の今村橋(長浜養護学校南)が、終日片側交互通行となります。渋滞が予測されますので、お急ぎの場合は迂回をお願いします。

【終日規制】2月末日まで

行政 information

長浜駅前通りの照明灯工事をを行います(3月31日まで)

問 長浜土木事務所道路計画課 (☎65-6641)

駅前通りの照明灯更新工事に伴い、夜間に消灯することがあります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【区間】長浜駅前、高田町交差点

【期間】※予定 2月1日(土)～3月31日(月)

行政 information

長浜駅前通りの照明灯工事をを行います(3月31日まで)

問 長浜土木事務所道路計画課 (☎65-6641)

行政 information

上下水道料金等に関するお知らせ

問 上下水道課 (☎65-1600)

農業集落排水処理施設使用料が変わります

平成26年4月請求分から、農業集落排水処理施設使用料を公共下水道使用料体系に統一します。

水道水をご使用の家庭は使用水量に応じた従量制の使用料になるほか、水道水以外の水をご使用の家庭は別途汚水量が算出されます。

詳しくは、広報ながはま2013年5月15日号または市ホームページをご覧ください。

1か月あたりの使用料(消費税抜き)

基本料金		超過料金(1mあたり)	
汚水量	料金	汚水量	料金
10mまで	1,229円	10mを超え30mまで	135円
		30mを超え50mまで	147円
		50mを超え100mまで	153円
		100mを超え250mまで	160円
		250mを超える分	172円

- 水道水を使用した家庭の汚水量
…水道料金を算定するときに算出された水道水の使用水量
- 水道水以外の水を使用した家庭の汚水量
…1か月1人当たり7m³で算出した水量
- 水道水と水道水以外の水を併用した家庭の汚水量
…①と②を比較して多い方の水量

下水道使用料等の徴収事務を長浜水道企業団に委託します

公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料および旧伊香郡地域の上下水道料金、簡易水道料金については、これまで市で徴収していましたが、経営の効率化を図るため、今年6月から長浜水道料金等の徴収事務を行っている長浜水道企業団に委託します。

委託に伴い、支払日等が下表のとおりとなり、納付書や口座振替のお知らせは、企業団から郵送されます。

また、旧伊香郡地域の上下水道料金等が、全国のコンビニエンスストアで支払えるようになります。

なお、施設等の維持管理はこれまでどおり市で行います。今後、旧伊香郡地域の上下水道は平成27年、簡易水道は平成29年にそれぞれ企業団に経営統合し、維持管理を含めた全体の水道事業は企業団が行い、市は下水道施設の維持管理を行うこととなります。

料金請求の流れ(2か月検針の場合)

水道メーター検針	1～15日 ※地域によって異なる			翌々月1～15日 ※地域によって異なる
上水道料金 簡易水道料金		20日 納付書等 郵送	翌月5日 納付期限 口座振替日	
公共下水道使用料 農業集落排水処理 施設使用料			翌月20日 納付書等 郵送	翌々月5日 納付期限 口座振替日

※上記の日程は休日等の都合により前後する場合があります。

消費税率の引上げにより

上下水道料金等が変わります

平成26年4月1日から、引上げられる消費税率3%分が上下水道料金等に上乗せされます。(消費税抜きの金額は変わりません)皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお変更は、6月1日以降の水道メーター検針分に係る請求分からとなります。(水道水以外の水を使用している家庭も同じ時期からとなります)

問合せ先

長浜水道企業団 (☎62-4101)

都市建設部上下水道課 (☎65-1600)

北部振興局上下水道課 (☎82-5903)